

蒲郡市耐震診断義務化建築物耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における建築物の倒壊等による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、耐震診断義務化建築物の耐震改修及び除却（以下「耐震改修等」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において蒲郡市耐震診断義務化建築物耐震改修費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 この要綱に基づき補助金の交付決定を受けた者が実施する耐震改修等をいう。
- (2) 耐震診断義務化建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第7条第1項第2号の通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (3) 住宅 戸建住宅、長屋又は共同住宅であり、住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の2分の1未満であるものをいう。
- (4) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5) 建築物 住宅を除く建物をいう。
- (6) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項から第4項までに規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に基づき建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適正に評価することをいう。
- (7) 耐震改修 耐震診断義務化建築物について耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づき特定行政庁からの建築物の耐震改修計画の認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に規定する建築物である場合は、

一般財団法人愛知県建築住宅センター又は同等の専門的機能を有する機関の評定)を受けた上で行う耐震改修工事をいう。

- (8) 除却 耐震診断義務化建築物の1棟すべてを除却する工事をいう。
- (9) 施行者 耐震診断義務化建築物の所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人(以下「管理組合」という。)を含む。)その他市長が認めるものをいう。
- (10) 代理受領 蒲郡市補助金代理受領に関する事務取扱要綱(令和3年4月1日施行。以下「代理受領要綱」という。)に基づき、補助金の交付を受けようとする者と補助事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者(以下「事業者」という。)が、補助金の交付を受けようとする者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領することをいう。

(補助の対象)

第3条 施行者が耐震診断義務化建築物の耐震改修等を実施する場合で、次のいずれにも該当し、かつ、当該年度内に耐震改修等が完了するもの(全体設計の承認を受けたものを除く。)を補助の対象とする。ただし、市長が適当でないと認めたものには補助金を交付しない。

- (1) 区分所有された建物の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの
- (2) 建物所有者と使用者等が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意を得たもの
- (3) 蒲郡市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱(平成15年4月1日施行)に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの
- (4) 蒲郡市民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱(平成27年5月1日施行)に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの
- (5) 蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日施行)に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの
- (6) この要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの(第13条に基づく全体設計の承認を受けたものを除く。)

- (7) 市税を滞納していない施行者に係るもの
- (8) その他国が定める要綱等に適合するもの

(補助金の額等)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額は、1, 000円未満端数を切り捨てる。

(事前相談)

第5条 施行者が補助の対象事業を行おうとするときは、あらかじめ市長に耐震診断義務化建築物改修等事前相談書（第1号様式）を補助金の交付を受けようとする年度の前年度までに提出しなければならない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修等に着手する前に、耐震診断義務化建築物耐震改修費等補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書
- (2) 耐震改修の計画認定書又は専門機関の評定通知書の写し
- (3) 耐震改修等に要する経費の見積書(補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。)
- (4) 補助の対象を明示した図面（案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、関係図面等）
- (5) 施行者が管理組合である場合は、組合規約及び耐震改修等の実施に係る議決書
- (6) 建物所有者と使用者が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意を得たことを証する書面
- (7) 建築年次を確認することができる建物の物件証明書又はこれに類するもの
- (8) 現況写真
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、耐震診断義務化建築物耐震改修費等補助金交付決定通知書（第3号様式）により速やかに当該申請書を提出したものに通知するものとする。

(着手の届出)

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業に着手するときは、耐震診断義務化建築物耐震改修等着手届（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し又はこれに類するもの
 - (2) 連絡者リスト（設計業者又は工事監理者、施工する業者及び管理組合（耐震改修等に係る建築物に設置されている場合に限る。）の名称又は屋号、所在地、代表者の氏名及び連絡先を記載したもの）
 - (3) 着手前の写真（耐震改修の場合は全体及び改修部分。除却の場合は全体を2方向以上写した写真）
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- （中間検査）

第9条 補助決定者は、市長から耐震改修工事の工程を指定して中間検査を行う旨の条件を付されたときは、市長が指定した工程に達する前に、耐震診断義務化建築物耐震改修中間検査申請書（第5号様式）に中間検査を行う箇所の分かる図面を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中間検査申請書が提出されたときは、速やかに当該耐震改修工事が適切に実施されているか否かについての中間検査を行うものとする。

3 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認めたときは、適切に実施するように補助決定者を指導するものとする。

（計画の変更）

第10条 補助決定者は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、耐震診断義務化建築物耐震改修費等補助金変更申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領方法のみを変更する場合は、当該書類の添付を要しない。

- (1) 変更後の耐震改修の計画認定書又は専門機関の評定通知書の写し
 - (2) 変更後の耐震改修等による経費の見積書（補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）
 - (3) 変更図書等変更内容が分かる書類
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- （変更の承認）

第11条 市長は、前条の変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、耐震診断義務化建築物耐震改修費等補助金変更承認通知書（第7号様式）により当該変更申請書を提出したものに通知するものとする。

（耐震改修等の中止）

第12条 補助決定者は、耐震改修等を中止するときは、耐震診断義務化建築物耐震改修等中止届（第8号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、耐震診断義務化建築物耐震改修等実績報告書（第9号様式。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 工事監理報告書
- （2） 完了写真及び施工状況が分かる写真
- （3） 耐震改修等に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの（補助の対象とならない工事を含む場合には、その区分ができるようにしたものに限る。）
- （4） 変更後の工事請負契約書の写し又はこれに類するもの（変更があった場合に限る。）
- （5） その他市長が必要と認めるもの

2 報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 補助決定者は、代理受領を利用する場合は、前項第3号に掲げる書類に代えて、耐震改修等に要した経費の額から第7条の規定による決定（第11条の規定による承認を受けた場合は、当該承認）を受けた補助金の額（以下「補助決定額」という。）を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの（補助の対象とならない工事を含む場合には、その区分ができるようにしたものに限る。）を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、報告書を受理した場合において、報告内容を審査の上、適正と認めたときは、耐震診断義務化建築物耐震改修等補助金確定通知書（第10号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に耐震診断義務化建築物耐震改修等補助金支払請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金の支払請求書の提出があったときは、補助決定

者に補助金を交付するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、代理受領を行う場合は、代理受領要綱の規定に基づき、事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
- (4) 中間検査の指導に従わない場合
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

(全体設計の承認)

第17条 複数年度にわたる耐震改修等について補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請前に、耐震診断義務化建築物耐震改修等全体設計（変更）承認申請書（第12号様式）を市長に提出し、耐震改修等に要する経費の総額、事業の完了予定時期等について、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

- 3 前2項の規定は、全体設計の承認を受けたものが当該承認に係る内容を変更する場合について準用する。この場合において、第1項中「補助金の交付申請前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(書類の保管)

第18条 補助決定者は、補助金の収支に関する帳簿を作成して備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

- 2 補助決定者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第19条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報

通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成１８年蒲郡市規則第７１号）
の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第２０条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第4条関係）

工事の種類		補助対象経費	補助金の額
耐震改修	住宅（マンションを除く。）	耐震改修工事に要する経費（工事監理に要する経費を除く。）。ただし、延べ面積に3万4,100円/㎡を乗じた額を限度とする。	補助対象経費の11/15以内の額
	マンション	耐震改修工事に要する経費（工事監理に要する経費を除く。）。ただし、延べ面積に5万200円/㎡を乗じた額を限度とする。	
	建築物	耐震改修工事に要する経費（工事監理に要する経費を除く。）。ただし、延べ面積に5万1,200円/㎡を乗じた額を限度とする。	
除却	木造の住宅、マンション及び建築物	除却工事に要する経費。ただし、延べ面積に1万2,000円/㎡を乗じた額を限度とする。	
	木造以外の住宅、マンション及び建築物	除却工事に要する経費。ただし、延べ面積に2万5,000円/㎡を乗じた額を限度とする。	